

裁判員経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

1 日時

平成25年5月9日(木)午後1時40分から午後3時15分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 大西直樹（岐阜地方裁判所部総括判事）

裁判官 室橋雅仁（岐阜地方裁判所判事）

検察官 野村 茂（岐阜地方検察庁検事）

弁護士 寺本和佳子（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～7番（7人）

4 議事内容

（司会）本日は、お忙しい中、裁判員経験者の皆様方には意見交換会に御参加いただきありがとうございます。司会を担当します岐阜地方裁判所刑事部総括裁判官の大西でございます。よろしく願いいたします。

裁判員制度が始まってから約4年が経過し、岐阜地裁におきましても被告人74人の裁判員裁判を実施しておりますので、550人を超える方に裁判員あるいは補充裁判員として参加いただいていることとなります。

この意見交換会は、裁判員を経験された皆さんの声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安や負担感を少しでも解消していただくとともに、皆さんから率直な御意見・御感想をお伺いして、裁判員制度をより良いものにしていきたいという思いから企画させていただきました。

皆さんが、裁判員を経験されて良かったと思えること、不安に感じたこと、改善を要すると思われることなど、どのようなことでも結構ですので、自由に発言をいただければと思います。

それでは、まずは、法曹三者の方から自己紹介をお願いします。

(室橋裁判官) 岐阜地方裁判所刑事部の室橋と申します。私たちは市民の皆さんに安心して裁判に参加していただいて、参加して良かった、分かりやすかったと言っていたような審理や評議を目指しているわけですが、本日も率直に忌憚のない御意見をお聴かせいただいて今後のために勉強したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(野村検察官) 岐阜地方検察庁の検事の野村でございます。今日は、是非皆様方から裁判員裁判の感想や検察官の訴訟活動についての厳しい御意見等もお聴かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(寺本弁護士) 岐阜県弁護士会に所属しております寺本と申します。皆様からいただきました御意見は岐阜県弁護士会に持ち帰って、今後ますます皆さんに分かっていただけるための裁判につなげたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(司会) 私も、本日皆様からお話を伺えることを非常に楽しみにしておりましたし、今後の実務にも大いに参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(1) 概括的な感想 (自己紹介)

(司会) それでは、早速、意見交換に入りたいと思います。まず、自己紹介を兼ねて、裁判員経験者の皆さんが参加した事件の主な事件名、事件の争点はどのような点であったか、参加された期間は何日であったかを御紹介いただき、裁判員裁判に参加した概括的な感想を簡単にお聴かせ願

たいと思います。それでは、1番の方からお願いいたします。

- (1番) 去年の7月に4日間、準強制わいせつ致傷事件を担当しました。被害者にけがをさせた点が争点になっていました。4日間でそれほど長い期間ではなかったですし、それほど悪質な事件ではなかったので、普通に聴いて普通に判断できたと思います。
- (2番) 私が担当したのは、強盗致傷、恐喝、傷害、窃盗という事件の審理です。審理期間が3日間と短かく、主にどのような刑にするかが問題になりました。
- (3番) 担当した事件は強盗致傷の幫助でした。事実には争いはなかったので、審理は3日間と短かく、量刑をどうするかということで、皆さんと活発な話をしました。最初は裁判員に当たってしまったかという思いでしたが、今では経験して良かったと思っています。
- (4番) 私は殺人未遂事件で、殺意の有無が争点となっていました。審理は4日間で、最初は長いなと思いましたが、決して間延びした感じではなくて、効率的な審理だったと思います。訴訟は分かりやすい進行で、皆さんの事前準備が大変だったんだろうなと思いました。裁判官や職員の方々の説明が良くて話し合いがしやすい雰囲気だったと思います。被告人の事件を起こした心理や処遇や今後の更生など、他人の人生をこれほど真剣に4日間考えたことは初めてだったので、いい経験になりました。
- (5番) 去年の12月に窃盗、強姦致傷、強姦の事件を担当しました。争点になったのは量刑で、審理は3日間でした。是非こういう機会があればと望んでいました。当たって良かったなと思います。私たちは裁判員として被害者の立場に立った意見も言えると思うので、他の方にも是非経験していただきたいと思います。
- (6番) 現住建造物等放火、殺人未遂の事件でした。母親が幼い息子二人と無理心中をする目的で放火して、息子たちに大やけどを負わせたというも

のです。被告人は否認していました。私は、法律とは縁がなかったのですが、参加して非常によかったと思っております。それと一つだけ改良できるかどうか分かりませんが、裁判が10日間で年末だったので、現役で仕事をしている人たちは非常に忙しくて仕事に追われて、裁判が終わってから職場に駆けつけるということが見受けられました。ですから、事件は早く解決した方が良くと思いますが、審理の時期をずらすことができないかなとも思いました。

(7番) 私の事件は強盗殺人が主で、大体1週間でした。強盗殺人が成立するか否かなどが争点になりました。私は主婦ですが仕事も少し持っているので、家族の応援があって裁判に参加することができました。まさか自分に当たるとは思っていませんでしたし、最初はいやだと思っていましたが、裁判長に話しやすい雰囲気にしていただいて、すっとした気分です。毎日家に帰ることができて、よかったと思います。

(2) 審理及び評議について

(司会) それでは、実際の審理や評議について伺っていきます。2番、3番、5番の方にお伺いしますが、皆さんが御担当された事件は起訴されている事実自体に争いのない事件でした。検察官の立証は、書面の証拠が中心となっており、被害者や関係者の供述調書の朗読が行われましたが、被害者や関係者に証人として法廷で証言してもらった方が心証を取りやすかったと思われませんか。

(2番) できることなら、被害者の生の声を聴けるとよりいっそう分かりやすいのではないかと思います。

(3番) 被告人だけではなく、被害者がどう思っているかも聴きたいと思いました。また、被告人の今後の更生のために被害者の話を直接聴いた方がいいと思いました。それと、我々も初めてで慣れていないものですから、被告人質問はなかなかできませんでした。今度やればそういうこともで

きるなあと思いました。

(司会) 3番の方の事件は、遊び仲間が実行した強盗事件を手助けするという形で関与した事案で、その手助けした人が被告人になった事案ですが、被害者の話のほかに、実際に強盗を実行した正犯者である遊び仲間の話も法廷で聴いてみたかったと思われませんか。

(3番) 被害者の話は聴きたいと思いましたが、正犯者については、供述調書があれば話は聴かなくてもいいと思いました。

(5番) 私が担当した事件は性犯罪だったので、被害者の供述調書によるしかなかったと思います。直接聴けなかったことで特に支障はありませんでした。

(司会) 検察官や弁護人の証人に対する尋問、被告人に対する質問は分かりやすかったでしょうか。質問している意図はすぐに理解できたでしょうか。

(5番) 検察官の質問は声がおおってはいっきりと聞き取りやすかったです。一方、弁護人は国選の方が二人いて、国選弁護人だからというのは適切でないかもしれませんが、被告人のために何を訴えたいのか、何を言いたいのか分からなかったです。声も小さかったですし、我々は素人なのでもっと適切に発言してほしかったです。

(7番) 私のおきも5番の方の言われたとおりです。検察官は、はきはきと質問していたのに対して弁護人の方は本当に分かっているのかな、と思いました。また、裁判長が質問内容を確認する場面が何度かありました。

(司会) 先ほど、3番さんは、もう一回やるんだったら質問もできるんじゃないかというお話をされていましたが、経験された事件で本当は質問してみたいことがあったけれども質問できなかったということでしょうか。それは、検察官、弁護人の質問が足りないとか、もう少しつつこんで聴いてほしいことがあったということでしょうか。

(3番) 被害者に対して被告人がどう思っているのかとか、被害者に迷惑をか

けて今後被告人はどうしたいのかといったことを今は聴いてみたいと思いますが、そのときは初めてでしたし、本件は争点もありませんでしたので、どう質問していいのかわかりませんでした。

(司会) それでは、検察官、弁護人の質問が分かりにくかったという問題ではなかったということでしょうか。

(3番) はい。

(6番) 私が担当した事件では、他の裁判員の方からは検察官の質問時間が微に入り細に入りすぎて長過ぎたという声もありましたが、本件は放火の否認事件で、外から入れないということを証明するために窓の施錠の点とかを一つ一つ指摘して行って納得させていったので、私としてはさすがプロだと思いました。

(司会) 裁判員にとって証人尋問や被告人質問を分かりやすくするために、改善や工夫が必要だと感じた点を教えてください。

(室橋裁判官) 私どもは、事件のポイントを分かってもらうのが大切なことだと考えており、証人尋問、被告人質問の時間は以前に比べて短くなってきているとは思いますが、時間的には適切でしたか、それとも長すぎたと思いますか。

(6番) 長かったという方もいましたが、事件の立証のためにやったということですので、私としては長いとは思いませんでした。

(1番) 長くはなかったですが、休憩が頻繁にあって、その都度移動したりして鬱陶しかったです。もうちょっと効率よく続けてやってほかったです。時間的には問題ないと思います。

(司会) 審理日程をどのように組むかという点で大変参考になります。裁判員の方に過度に負担がかからないように休憩を入れていますが、それが逆に分断されて分かりにくいとか、特に、現在は仮庁舎で建物の構造上、移動時間等の問題もあると思いますので、今後の参考にさせてもらいま

す。

それでは次に証人についてももう少し具体的にお伺いしたいと思います。
1 番の方の事件では産婦人科の医師が、6 番の方の事件では科捜研の技官が、7 番の方の事件では法医学者が証人となりましたが、証人が話している内容は分かりやすかったでしょうか。

(1 番) 割と平易な言葉で、専門用語はちゃんと解説をつけていただいたので、全然問題なかったと思います。十分理解できました。

(6 番) 専門用語をあまり使われなかったので非常に分かりやすかったです。

(7 番) 分かりやすかったです。傷の深さや、ナイフがどのように向かっていったのかも細かく説明していただいたので、自分なりに理解できて、評議の際も参考にできました。

(司会) 6 番の方にお伺いしますが、御担当された事件は、被告人は自分は犯人ではないとして争っていました。検察官は、間接事実、状況証拠を積み上げて被告人が犯人であることを立証しようとしていましたが、それで被告人が犯人であるかどうか心証を取ることはできましたでしょうか。

(6 番) 検察官からたくさんの証拠が出て、事実を詰めていかれるのが分かりました。その上で心証を取ることはできました。

(司会) 4 番の方が御担当された事件は、被告人に殺意があったかどうか争いになりました。これらの事件で殺意があれば殺人罪が成立する可能性があるため、殺意とはどういうものかを裁判所等から御説明しておりますが、その説明は分かりやすかったでしょうか。また、その説明は違和感なく受け入れることができましたか。

(4 番) 裁判長にパワーポイントを使って説明していただいたので、分かりやすかったです。理解できました。

(司会) そのときの説明内容ですが、包丁で腹部あたりを刺したという事件だったと思いますが、通常、人の腹部や胸部に包丁が刺さるかもしれない

ことが分かっている腹部や胸部を刺した場合に殺意があると言えるかどうかといった説明だったのでしょうか。

(4番) はい、そのようなことを認識して行ったことが殺意があるということでした。

(司会) 評議の際に裁判官から、殺意の点以外に、量刑やこの犯罪についてはどのような刑罰が定められているのかといった説明は適切だったのでしょうか。また、配布された資料が分かりにくいとか、更に見ておきたい資料はありませんでしたか。

(5番) 量刑については判例があるのだと思いますが、何が基準になっているのか、なぜそうなるのか分かりづらかったです。

(3番) 裁判官から説明をしていただいて非常によく分かりました。

(寺本弁護士) 専門家証人の説明は非常に分かりやすかったとの感想を述べられた方が多かったかと思います。それは、弁護人の側からすれば、検察官の質問が良くて、それに対する専門家証人の説明が分かりやすかったということだと思います。他方、弁護人の反対尋問については御意見ありませんでしょうか。

(7番) 弁護人の反対尋問は印象に残っていません。

(6番) 申し訳ないけれど、弁護人の声が小さかったので弁護人の印象が薄いです。

(1番) 争点に関する事実関係を一所懸命専門家から聴いて、弁護人の反対尋問の記憶はありません。

(野村検察官) 性犯罪事件だから被害者を呼ぶわけにもいかないのですが、供述調書で調べるのが妥当だろうというお話が先ほどありましたが、被害者の供述調書が被害者の声を伝える機能を有したか否かについて御感想をお聴かせいただければと思います。

(1番) 文書で読むのと実際に直接聴くのとではとても差があると思います。

判断する方としてみれば生の声を聴いた方がいいと思います。被害者が大勢の人がいるところに出てくるのはちょっと難しいとは思いますが、文書だと読んで済んでしまうので訴えるには不利かなと思います。

(室橋裁判官) 被害者の供述調書が読み上げられたときにその内容は頭に入りましたか。

(1番) 一応内容は理解できました。

(6番) 被害者の意見を聴くだけならいいんですけど、被害者の火傷の写真を見たら、今までの言葉がすべて小さくなってしまって、その写真が最大に焼き付いてしまいます。だから素人としてはそれが中心になってしまうぐらい強烈で、冷静ではいられないので、それがいいのかどうかは分かりません。

(休憩)

(司会) 6番、7番の方にお伺いしますが、お二人には1週間から2週間に及ぶ長期の審理と評議に御参加いただきました。長期にわたることで、身体的・精神的な負担があったと思います。その点について御感想をお願いします。

(6番) 私たち裁判員は裁判に慣れていませんし、家に帰ってからもそれなりに悩みます。なので、無理に短期間にするよりは、10日間という余裕をもった期間で良かったと思います。ただ、年末の時期だったので、仕事を持っている方が大変そうでした。5時から職場に行って、寝ずに裁判所に来たという人もいました。なので、事件を早く解決することを優先すべきだと思いますが、時期をずらせたならもっと良かったと思います。

(司会) 裁判員制度施行直後は、裁判員のみなさんの負担を軽減するためには、なるべく短い期間に終わるのが良いと考えていましたが、現在、裁判員等選任手続と審理の日を分けた方がいいのか、例えば5日間の審理を1

週間に詰めるより2週間に3日と2日に分けた方がいいのか、裁判所も試行錯誤を重ねているところです。

(7番) 遠方だったので、家族には帰宅が遅くなることを伝えました。職場の方からは、裁判員になってしまったのは仕方ないからがんばっていらっしゃいと協力してもらえて、支障は特にありませんでした。連日の詰めた日程でしたが、終わってみればそれで良かったと思います。裁判員制度について、情報が少なく誤解をされている人も多いので、周りの認知度が大事だと思います。

(司会) これから裁判員になられる方が参加しやすくするための改善点など御意見を伺いたと思います。

(3番) 消防団のように、火事があればすぐに行かなければいけないというのと同様に、裁判員裁判も会社など周りの人があらかじめよく分かっていたら、仕事のある人も参加しやすいと思います。

(3) 量刑判断について

(司会) 2, 3, 5番のみなさんが裁判員を務められた裁判はいずれも被告人が起訴された内容を認めていたため、被告人にどれくらいの刑を与えるかという量刑の判断が評議の中心であったと思います。その量刑判断は難しいと感じましたか。また、難しいとすればどのような点が難しいと思われましたか。

(2番) 評議の際に裁判長から説明を受けましたので、特段難しいことはありませんでした。

(3番) 裁判長がガイドラインを示してくれましたので、難しくはなかったです。

(司会) 最後に検察官が意見を述べた論告、弁護人が意見を述べた弁論は、具体的な刑を決める上で分かりやすいものでしたか。また、評議の参考になりましたか。

(2番) 何らかの形で判断材料になりました。

(3番) これらの意見を聴いて判断しました。

(司会) 量刑の判断をしやすくするために、裁判の審理の中で工夫すべき点について、御意見やアイデアをお聴かせください。

(室橋裁判官) 私たちは被告人が犯罪を犯したかどうかだけでなく、量刑についても法廷で心証を取れるような審理を目指していますが、みなさんは法廷で量刑の心証を形成されたのか、あるいは評議において量刑データ等を示されて心証を得たのか、いかがでしょうか。

(3番) 私の場合は評議において自分の考えを決めました。

(4番) 法廷ではイメージがわからなくて、実刑といっても実際になにをするのかも知りませんでしたので、評議において裁判官から実刑や執行猶予の説明を聴いて理解できました。

(4) これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(司会) これから裁判員や補充裁判員になられる方へのメッセージをお願いします。

(7番) 経験はしてみるべきだと思うので、是非参加していただけたらいいなと思います。

(6番) 貴重な経験ですので是非皆さんには参加していただきたいと思います。

(5番) 機会がある以上は是非参加すべきだと思います。

(4番) 経験としてまたとない良い機会をいただきました。家庭とか仕事の都合が付く限り参加する方がよいと思います。

(3番) 初めはどうしても嫌だなと思いますが、やってみるとこんな経験はなかなかできることではないので、皆さんにもこういう経験をしていただきたいと思います。

(2番) せっかくの機会ですから、やれるならやった方がいいと思うんですけど、ただ裁判員になることによってストレスを感じることもあると思う

ので、メンタル面のアフターケアをもっとしていただければと思っております。

(1番) 最初は選ばれないだろうと思ってましたけれど、やっぱり公務ですの
できちんとやらないといけないということは分かりましたが、公務なので、
もっと浸透させないといけないと思います。職場を抜けづらくて断
る場合もあると思うので、会社の上の人がもっと理解するように広報す
るとよいと思います。普通は経験することがまずない、貴重な経験です
ので是非皆さんには参加していただきたいと思います。

(室橋裁判官) 貴重なご意見をお聴かせいただきました。日程の組み方や休憩
の取り方、裁判員の方が質問しやすい環境づくり、裁判員のみなさんに
訴えたいことの適切な伝え方など、まだまだ考えなければいけないと思
いました。また、裁判員制度を国民のみなさんに浸透させる努力をし続
けなければいけないと思いました。

(野村検察官) 裁判員のみなさんがわれわれ検察官を鋭い視点で見ていること
が分かり、あらためて緊張感を感じるとともに、分かりやすく伝える責
務があることを痛感しました。貴重な御意見をお聴かせいただきありが
とうございました。

(寺本弁護士) 裁判員制度は法曹三者で成り立たせているという激励をいただ
き、弁護士もその責務を負っているという自覚を弁護士会に持ち帰って
今後活かしたいと思います。

以 上